平成２７年（フ）第４６４７号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番９－405号
債務者　濱田　　司
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７３号
大阪市平野区平野東１丁目５番２号、前住所大阪市平野区平野東１丁目７番43号
債務者　岡島　彰子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８８号
大阪府枚方市長尾西町３丁目24番５号、前住所大阪市都島区片町２丁目２番37－1106号
債務者　坂本　祐子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２３号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番１－206号
債務者　氷見　　博
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２０号
大阪府八尾市山城町３丁目３番14号
債務者　藤沢　孝夫
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２１号
大阪府八尾市山城町３丁目３番14号
債務者　藤沢美智子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２４号
大阪府枚方市印田町９番16－14号
債務者　淺田　京子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３０号
大阪府東大阪市出雲井町１番17－415号
債務者　西岡千賀子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５１５号
東京都中野区本町４丁目44－５－105
債務者　菅原　　光（旧姓西米）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６４号
東京都世田谷区経堂２丁目13－９－202
債務者　三浦　礼光
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６７号
東京都足立区千住緑町３丁目23－13－201
債務者　廣野　　実
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５７３号
東京都足立区花畑３丁目32－７　第10新井ビル703号
債務者　青木　祐子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１２号
東京都狛江市和泉本町１丁目22－７　ラ・フォーレ絹山Ｐ１－101
債務者　尾関　彰朗
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１３号
東京都品川区旗の台５丁目22－２－201
債務者　星　　良昭
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６２４号
東京都新宿区富久町25－７－１
債務者　前田　　恒
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６２６号
東京都狛江市猪方４丁目６－１－202
債務者　松原　和城
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６３４号
東京都東大和市南街４丁目５－１－101
債務者　田口　弘彦
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部